沖縄県結核患者復帰特別措置医療費(マル特)について

1 マル特とは

感染症法公費(法別番号10)における自己負担額(5%)について公費負担を行う、 沖縄県独自の制度です。

その他、結核の治療にかかるものではあるが、感染症法公費の対象外の医療(副作用のお薬など)についても、公費負担を行っています。

※患者によっては認められない場合もあります。

2 公費負担の割合について

- ①感染症法対象項目は、保険給付と感染症公費で 95%まで負担します (保険優先)。 その残額がマル特の負担割合となります。
 - ②マル特対象項目は、保険給付の残額がマル特の負担割合となります。

例:保険給付7割の患者の場合

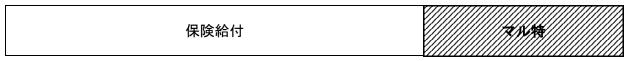
①感染症法対象項目

自己負担 なし (保険給付 70% 感染症法公費負担 25% マル特 5%)

保険給付	感染症法公費負担	**************************************
------	----------	--

②マル特対象項目

自己負担 なし (保険給付 70% マル特 30%)



①のマル特部分と、②のマル特部分の合計を県に請求します。

3 請求方法について

以下の書類を沖縄県地域保健課あて原則毎月10日までに提出して下さい。

- ①医療費支払請求明細書 (レセプト)・・・各患者、各月ごとに分けて作成 ※国保連等に請求しているレセプトとは様式が違います。(黄色のレセプト)
- ②診療報酬請求内訳書
- ③医療費支払請求書(様式第18号)
- (4)医療費支払請求書(かがみ)
- ②③④は、一度の請求で一枚(全てのレセプトを一枚にまとめて)作成して下さい。
- ※提出期限を過ぎると受付致しかねる場合があります。予めご了承ください。

☆その他ご不明な点があれば、下記担当までお問い合わせ下さい。☆ 沖縄県地域保健課 結核事務担当 TEL:098-866-2215 FAX:098-866-2241